

## 生徒心得

### ①学習について

真剣に学習に取り組み、より高度な知識・技能を習得し、物事を大局的に見通し何が本質的であるかを見抜く力を身につけるよう心がけること。

### ②課外活動について

課外活動に参加し余暇を有効に使い、健全な精神・身体を養うとともに社会性を身につけるよう心がけること。

### ③礼儀について

社会は多くの人から成り立っていることを考え、互いに相手の人格を尊び品位を重んじ、礼を失しないよう心がけること。

### ④校則について

自治活動は大いに奨励しますが、常に責任を持って行動することが大切です。個人の行動においても同じです。生徒としての活動には自ずと制限があり、社会規範のみならず校則として特に制定されています。これを遵守すること。

## 細則

第1条 言動において礼を失することがないようにする。

第2条 服装は服装規定（別記）を守り、いたずらに流行を追うことは慎む。

第3条 飲酒・喫煙・賭け事・万引きなど、法令に反する事項は禁止する。

第4条 他人の人権を尊重して、いじめ・威圧行為および暴力行為をしてはならない。

第5条 男女の交際は不健全に流れてはいけない。

第6条 カラオケやゲームセンターなど風紀上好ましくない場所に、保護者の同伴なく立ち入ることを禁止する。

第7条 夜間の外出はみだりに行わない。どうしても必要な場合でも午後9時までに帰宅する。

第8条 始業時刻は8時30分であるが、余裕を持って登校する。

第9条 携帯電話についてはルールを守って使用すること（別記）

第10条 校舎・校具など公共物を大切に扱う。万一破損した場合は速やかに届け出てその責任を負う。

第11条 学校を欠席する場合は保護者より届け出る。届け出は電話でもよい。

なお、欠席が1週間以上になるとき、および休学をしたいときには、医師の診断書を添えて届け出る。

第12条 遅刻・早退・外出・欠課・忌引・学校行事欠席・公欠について

（1）遅刻・早退・外出の場合は必ず生徒指導部所定の手続きをする。

（2）欠課は各教科担任に連絡する。

（3）忌引・学校行事欠席については担任に連絡する。

（4）公欠（出席扱い）届は関係教員より提出される。

第13条 登校日以外（土曜・日曜・祝日・休業日）の校舎の使用は次の通りとする。

（1）部活動・補習については各担当がとりまとめて計画を届け出る。

（2）部活動・補習以外に使用についてはあらかじめ使用許可願を事務に提出し、当日の警備員に申し出て、届け出簿に記入する。

（3）使用後は特に火気、校舎・校具の後始末を十分にして、警備員に報告して帰る。

第 14 条 各役員（ホームルーム、生徒会等）は関係教員の指導のもと、役員としての誇りと責任を持って任務を果たし、他の生徒は積極的に参加協力する。

なお、ホーム役員とその任務は次の通りとする。

- 委員長・副委員長・・・担任の指導のもとホームをまとめ、各役員を活動させる。
- LH 委員・・・ロングホームの計画・運営をする。
- 進路委員・・・進路情報の提供など、各生徒の進路選択についての仕事を補助する。
- 風紀委員・・・遅刻・服装などホームの風紀状況の点検をする。
- 体育委員・・・体育に関する生徒会行事の運営をする。
- 図書委員・・・学校図書館内での仕事とともにホームでの図書指導をする。
- 保健委員・・・生徒の健康管理に関する活動をする。
- 美化委員・・・環境美化につとめる。
- 交通委員・・・交通安全の指導をする。

第 15 条 ホーム当番は積極的に任務を果たし、生活・学習環境の維持改善をはかる。

第 16 条 生徒会主催等の校内集会は、校長の承認を受けなければならない。

第 17 条 法令に定められた以外の政治活動を禁止する。

第 18 条 校外の団体への加入および校外の団体が行う行事への参加は、校長に届け出なければならない。

第 19 条 次のような場合には、必ず所定の手続きにより学校の許可を受けなければならない。有効期間は、許可日または許可期間（最長で年度内）である。

- (1) 自転車を使用して通学する場合・・・自転車通学許可願
- (2) 自動車運転免許を取得する場合・・・自動車学校入校許可願・誓約書
- (3) 下宿する場合・・・下宿届
- (4) 異装する場合・・・異装許可願
- (5) 学割を必要とする場合・・・学割発行願
- (6) キャンプ等のグループ活動・・・グループ活動許可願
- (7) その他上記に該当しない事項・・・（生徒指導部にて確認のこと）

第 20 条 アルバイトは、原則として禁止する。（無許可のアルバイトは特別指導の対象）

第 21 条 自転車通学について

- (1) 自転車通学をしたい生徒は、学校の許可を（年度毎に）受ける。
- (2) 許可された生徒は、通学用ステッカー（有料）を貼付する。
- (3) 道路交通法に基づき、各自が交通マナーを守り安全に努める。万一、事故が発生した場合速やかに学校に連絡する。
- (4) 原則として任意保険に加入する。

第 22 条 バイク、普通自動車運転免許取得について

- (1) 原付自転車および自動二輪（バイク）の運転免許取得は禁止する。
- (2) 普通自動車運転免許取得申請者は第 3 学年の生徒で、進路先が内定し、かつ学業成績が不良でない者に限る。
- (3) 保護者と担任の承認のもと、本人の申請により生徒指導部で検討のうえ許可する。
- (4) 申請受付開始日は別に指示する。教習所入校日は原則として 2 学期終業式以降とする。
- (5) 運転免許は、取得しても在学中は自動車等の運転を禁止する。

(6) 許可条件に反する行為があった場合は、許可を取り消し等厳格な特別指導を行う。

第 23 条 各部その他で金銭を徴収する際は、生徒指導部の許可を受ける。

第 24 条 生徒の行う諸行事その他の掲示は、生徒指導部の許可を得る。

第 25 条 生徒会・各部・各ホームその他で、生徒が印刷物冊子を発行する場合は、事前に必ず関係教員を通じ生徒指導部の許可を得る。

## 服装・頭髪規定

### (1) 制服について

- ①本校指定の制服を着用すること。ただし、他人の制服を着用しないこと（内履き、スリッパも同様とする）。
- ②ソックス・ベルトについては華美でないものとする。
- ③本校指定の制服であれば、各自の体調・気象状況に応じて着用すればよい。ただし、式典等では必ず指定された服装で参加すること。
- ④防寒のために、コート、ジャンパー等の着用を認めるが、華美でないものとする。
- ⑤制服の下に着用するものは、制服の胸元、襟、袖、裾などからはみ出さないようにする。また、シャツやブラウスの下から透けるようなTシャツなどは華美でないものとする。
- ⑥スリッパやサンダル類で通学しない。

### (2) 頭髪について

- ①社会通念上認められる端正で、清潔な頭髪にすること。
- ②ドライヤー類、整髪料等を学校へ持ってくることを禁止する。

### (3) 化粧について

化粧、カラーコンタクト・付けまつげ・アイプチ、口紅・色つきリップ等は禁止する。また、ひげは剃ること。

### (4) 装飾品について

- ①指輪、ピアス、ネックレス、マニキュア等装飾品は装着しないこと。

### (5) その他

やむを得ない事情により本規定と異なる服装等をしなければならないときには、事前に生徒指導部で異装許可を受けること。

#### 違反累積について

(1)～(4)の違反が累積した場合、以下のように指導する。

3回目……………保護者連絡

4回目……………保護者来校、関係者による面談

5回目以降……度重なる指導無視・拒否とみなし、特別指導の対象とする

違反累積記録は3年間持ち越しとする。ただし、違反を犯した次学期にいかなる違反もなかった場合は、次々学期より累積は無しとする。

# 携帯電話・スマートフォンについて

以下の遵守事項をしっかりと守ること。

## 携帯電話・スマートフォンの使用についての遵守事項

原則として学校内では使用禁止である。

- ① 携帯電話を持ってきた場合には、学校の敷地内に入る時には電源を切り、カバンに入れておく。
- ② 緊急に使用しなければならない場合は、教員の許可を得て使用すること。
- ③ 考査中に携帯電話を所持していると不正行為と見なされ、特別指導並びに全教科0点となる。

**違反した場合:**違反が見つかった場合は、使用している使用していないにかかわらず、生徒指導部で指導を行う。

### 指導の手順

